

# 令和6年度病害虫発生予察指導情報

対象病害虫：イネ・いもち病（No. 6）

令和6年8月13日  
鳥取県病害虫防除所

## 1 情報の内容

中生品種が出穂を迎える時期となっている。8月12日現在、穂いもちの伝染源となる葉いもちの広域発生は認められていないが、穂いもちは発生後の防除が困難であることから、穂ばらみ期及び穂揃い期の予防防除を徹底する必要がある。

## 2 発生状況等

- (1) 8月5日現在、県全体の葉いもち発生ほ場率は5.3%（平年：14.5%）と平年よりやや低い。一部の常発地等で多発が認められているが、広域発生には至っていない。
- (2) 穂肥の施用により葉色が濃くなり、いもち病の感受性が高まっている。
- (3) プラスタムによる葉いもちの感染好適条件又は準感染好適条件は、8月1～12日の期間は出現していない（表1）。

表1 プラスタムによる感染好適日の出現状況

日付	鳥取	青谷	岩井	智頭	倉吉	塩津	米子	境	茶屋
8/1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/2	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/3	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/4	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/5	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/6	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/7	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/8	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/9	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/10	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
8/12	—	—	—	—	—	—	—	—	—

注) ●感染好適日、○準感染好適日

- (4) 8月8日発表の向こう1ヶ月の気象予報によると、平年に比べ晴れの日が多く、期間の前半は気温がかなり高くなることが予想されている。今後は本病の発生に助長的な気象条件が予想されていないが、山間地等の常発地や葉いもち多発ほ場及びその周辺ほ場では、今後も注意が必要である。

## 3 防除上注意すべき事項

- (1) 葉いもちは穂いもちの伝染源となるため、葉いもちの進展が止まっていないほ場では、治療効果を有する粉剤、水和剤などを用いて葉いもち防除を行う。なお、上位葉で病斑が認められていなくても、下位葉の病斑で胞子形成している場合があるため、ほ場を注意深く観察する。

- (2) 穂いもちは発生後の防除が困難であるため、穂ばらみ期及び穂揃い期の2回防除を徹底する。薬剤は、いもち病単剤またはこれらを含む混合剤の粉剤、水和剤などを用いる。なお、降雨が続く場合は、雨の止み間をみて防除を行う。この場合、散布後から降雨が3時間程度なければ、防除効果は十分にある。
- (3) まだ出穂していないほ場で、穂いもち防除を目的として粒剤を使用する場合は、各薬剤の使用基準を確認して、出穂前の所定の時期に湛水散布する。この際、農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項等を確認するとともに、止水期間を1週間程度とする。また、農薬の流出を防止するために必要な措置を講じるように努める。
- (4) 上位葉における発病が多く、穂いもちの多発が予想される場合は、傾穂期（穂揃い期の7～10日後）の防除を追加する。
- (5) 「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「きぬむすめ」などのいもち病に弱い品種の栽培、窒素肥料の多施用、遅植えなどの条件では特に発生しやすい。
- (6) 令和5年から県内全域の一般ほ場において、ストロビルリン系薬剤の本田地上散布剤及びヘリ防除剤の再使用が可能である。ただし、耐性菌の再発生を防ぐために、本系統薬剤の同一年における連用と採種ほ場及びその周辺ほ場における使用を控える（令和4年度病害虫発生予察指導情報 イネいもち病No. 7 令和5年3月23日付を参照）。
- (7) 防除に当たっては、農薬の使用基準を遵守するとともに、使用上の注意事項を守り、散布作業者の安全の確保に努める。特に、葉いもちの追加防除を行ったほ場では、農薬の総使用回数を超えないよう十分注意して穂いもちの防除薬剤を選択する。